

アメリカの州におけるいじめ対策法制定の動向

海外立法情報課 井樋 三枝子

【目次】

はじめに

I 初等中等教育と州のいじめ対策法

- 1 初等中等教育といじめ対策
- 2 いじめ対策に関する州法制定の拡大

II 2011年調査報告書

- 1 2011年調査報告書作成の経緯と概要
- 2 いじめ対策法の主要要素
- 3 2011年調査報告書の結論
- 4 ニュージャージー州いじめ対策法及び関連の州モデル方針

おわりに

翻訳：ニュージャージー州法典第18A編教育 第6小編学校の運営 第2部学校の施設及び運営 第37章生徒の規律(抄)(2012年2月16日内容現在)

はじめに

連邦制国家であるアメリカでは、教育は州の専管事項とされている。連邦教育省は、各州の教育行政について直接の指示・監督を行うことはなく、例えば、連邦補助金の交付にあたって、何らかの対策の実施を義務付ける等の方法により支援を行っている。教育行政組織、学校制度、

教員免許制度等の基本的制度は、各州で独自に定められ、教育政策も州独自で定められる。⁽¹⁾

2011年12月1日にミシガン州でいじめ対策法が、州公法第214号として成立し、施行され⁽²⁾、これにより、全米50州（ワシントンD.C.は含まず）中、48州で、いじめ対策法が制定された（2011年12月6日現在）。

世界的にも、1970年代から北欧で学校におけるいじめが着目され始めたのを皮切りに、日本、カナダ、オーストラリア等ではいじめに対する関心が高まっていったが⁽³⁾、アメリカにおいて、いじめ問題に社会的関心が高まる契機となったのは、1999年に発生したコロラド州コロンバイン高校の銃乱射事件であるというのが、よく述べられるところである⁽⁴⁾。

学校におけるいじめやハラスメント(いやがらせ)に対応するための州の立法措置は、1994年のヴァーモント州によるものが始まりであった。しかし、当初は、主に公民権(civil rights)・人権の侵害の側面からみた人種、性別等を理由としたハラスメントや、薬物、銃の学校への持込み等の学校環境の保安・安全といった面に焦点があてられていた。学校におけるいわゆる「いじめ」を中心にした立法は、2000年以降に急激に増え始めた⁽⁵⁾。2004年には、学校におけるいじめやハラスメ

(1) 井樋三枝子「アメリカ合衆国におけるいじめ防止対応—連邦によるアプローチと州の反いじめ法制定の動き—」『外国の立法』No.233, 2007.9, p.4. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998416_po_023301.pdf?contentNo=1> 以下、インターネット情報は2012年3月12日現在である。

(2) Matt's Safe School Law, P.A. 241, on Dec. 6, 2011. <<http://www.legislature.mi.gov/documents/2011-2012/publicact/pdf/2011-PA-0241.pdf>>

(3) 井樋 前掲注(1), p.4.

(4) Rana Sampson, *Bullying in Schools* (Problem Oriented Guides for Police Series No.12), U.S. Department of Justice Office of Community Oriented Policing Services, 2002. <<http://www.cops.usdoj.gov/pdf/e12011405.pdf>>; U.S. Department of Education, *Analysis of State Bullying Laws and Policies*, Dec. 2011, p.1. <<http://www2.ed.gov/rschstat/eval/bullying/state-bullying-laws/state-bullying-laws.pdf>>

(5) Select School Safety Enactments (1994-2004), Bullying and Student Harassment, National Conference of state Legislatures ウェブサイト <<http://www.ncsl.org/issues-research/human-services/school-safety-enactments-1994-2003-bullying-and.aspx>>

ントに対応する法律のある州は、17州となった⁽⁶⁾。さらに、2007年5月の段階では、学校でのいじめ防止についての何らかの法律を有する州は、32州に増加している。法制定が増加した理由としては、いじめ被害者の自殺が多発し、学校におけるいじめが大きな問題として注目を集め、社会の認識が高まったこともあるが、いじめ被害に遭い、自殺した子ども達の親が、各州におけるいじめ対策法 (anti-bullying act)⁽⁷⁾の制定を積極的に働きかけたという事情もあると考えられる。⁽⁸⁾

そして、2011年12月には、モンタナ州及びサウスダコタ州以外のすべての州が、何らかのいじめ対策法を有するようになっている⁽⁹⁾。

現在のところ、連邦法においては、いじめに関係する規定等は、存在しない⁽¹⁰⁾。しかし、連邦政府としても、自殺、鬱、薬物使用、攻撃的な衝動や不登校などを引き起こす学校でのいじめの慢性化を、問題視していないわけではない⁽¹¹⁾。2010年から連邦教育省は、「いじめ防止会議」(Federal Partners in Bullying Prevention Summit)を毎年開催し、いじめ防止のための国家戦略構築を目指している。その第1回会合において、現在の州の制定法について、いじめに関する現行法とそれに基づく方針が、実際の小中学校制度において、どのように解釈され、実行されているかまで含めた、広範囲の情報を得

る必要性が強く指摘された⁽¹²⁾。この指摘に基づいて、連邦教育省が、2011年12月に「州のいじめ対策法及び方針の分析」という報告書(以下「2011年調査報告書」という。)⁽¹³⁾を作成し、発表した。

本稿では、アメリカにおける州のいじめ対策法とその運用の仕組みについてまとめ、2011年調査報告書の内容と、同報告書中で、各州の中でも最も広範な規定を有すると分析されたニュージャージー州のいじめ対策法及び州作成のいじめ対策モデル方針を紹介し、同州のいじめ対策法を翻訳する。

I 初等中等教育と州のいじめ対策法

1 初等中等教育といじめ対策

前述したように、教育行政や初等中等教育制度は、州により異なる。しかし、各州のいじめ対策法に基づく対策は、およそ次のような形をとっている。

州の公立学校は、州政府の下、学校区(一般行政区域から独立して置かれる教育関係行政区域)ごとの教育委員会や州の教育委員会の管轄下に置かれる(ただし、州によってはカウティー等の地方自治体と関係を有する場合もある)。州の教育行政を所管する行政機関の長(以下、本稿では「教育長官」と呼ぶ。)が、州教育委員会の長を兼ねる場合もある。州法は、こ

(6) *ibid.*

(7) 前掲注(1)ほかにおいては、「反いじめ法」とも訳出。

(8) 前掲注(1), pp.6-9.

(9) ただし、州法がないからといって、いじめに対し何の対策も講じていないわけではない。いじめ対策法の制定がない州でも、各学校区が策定すべきいじめ対策のモデルとなる方針を州が策定し、各学校区がいじめ対策方針を策定しており、いじめ対策法を有する州と遜色ない対応を行っている場合もあった。ハワイ州等が、これに該当していたが、同州も2007年にいじめ対策法(Act 214, Jul. 11, 2011 (Gov. Msg. No. 1318))を制定した。ミシガン州も、学校区が定めるべきいじめ対応のモデルとなる方針を州で策定しており、2011年12月にいじめ対策法が制定された。残るモンタナ州も、ミシガン州同様、州のいじめ対応モデル方針を有している。サウスダコタ州のみは、そのどちらも有していない。U.S. Department of Education, *op.cit.* (4), pp.xiv-xv.

(10) *ibid.*, p.17.

(11) *ibid.*, p.1.

(12) *ibid.*, p.ix.

(13) Sampson, *op.cit.* (4); U.S. Department of Education, *op.cit.* (4).

の学区に対して、いじめ対策方針の策定を義務付け、その方針の要件を定める。学区がいじめ対策方針の策定の参考にするため、そのモデル方針を州が策定するよう義務付けている場合もある。⁽¹⁴⁾

一方で、モンタナ州のように、いじめ対策法がないにもかかわらず、州が学区のいじめ対策のモデルとなる方針を策定し、学区にいじめ対策方針の策定を促している州もある⁽¹⁵⁾。

このようにいじめ対策法やいじめ対策方針において禁止される「いじめ」行為（州によりいやがらせ（原語はハラスメント）、脅し、差別、からかい等、様々な用語が用いられる）が、正確にどのような行為を指すのかは、各州法上の定義により異なる。しかし、そのような州法上の定義と連邦法の一連の公民権に関する法律⁽¹⁶⁾に規定される「ハラスメント」とは、密接な関係がある。

一連の公民権に関する連邦法上という「ハラスメント」とは、人種、肌の色、出身国、性別、思想信条、心身の障害等を理由として行われる差別であり、これらに該当する侵害を受けた場合には、連邦法上の救済を求めることができる。一方、いじめというのは、学校で（又は学校に関連して）発生するものであり、上述の連邦法に規定されるいやがらせ、すなわち「ハラスメント」だけでなく、それ以外の理由で行われるいやがらせ、脅し、からかい、報復等も含む。そして、電子機器を用いたそのような行為につ

いては、特に「サイバーいじめ」という名称を付して明確に定義されることが多い。⁽¹⁷⁾

もともと、各州のいじめ対策法の条文は、ハラスメントに関する法律から借用した部分も多く見られる上、実際に発生し、問題となったいじめ行為がいじめ対策法で禁止される行為であると同時に、ハラスメントに該当する行為でもあることも多々ありうる。そのため連邦教育省の公民権局（Office of Civil Rights）は、2010年10月に、学校のいじめ対策方針が、連邦の公民権を保護する法律の侵害行為にも注意を払い、様々な事象が、いじめとしてだけでなく、そのような侵害行為に当たる可能性もあることに留意するよう、通知を出している。⁽¹⁸⁾

2 いじめ対策に関する州法制定の拡大

2000年代に入り、州によるいじめ対策法の成立が大きく動き出したことは、いじめ被害者の親などが中心となった各種の反いじめ団体の活動によるところが大きい。例えば、ミシガン州のいじめ対策法である「マット学校安全法」⁽¹⁹⁾やフロリダ州「ジェフリー・ジョンストン法」⁽²⁰⁾等は、いじめ被害により自殺した子どもの名が冠されている。

また、反いじめ団体は、単にいじめ対策法の制定を推進するだけでなく、いじめ対策法のモデルや盛り込むべき要件等を提案し、成立した州法に関して、その要件に照らした評価等も行っている。このような活動で、特に目立つの

(14) 井樋三枝子「アメリカ合衆国コロラド州におけるいじめ防止の取組み」『外国の立法』No.232, 2007.6, p.90. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000312_po_023205.pdf?contentNo=1>

(15) U.S. Department of Education, *op.cit.* (4), pp.xiv-xv. モンタナ州と同様の状況であった州が他にいくつか存在していたが、それらの州でも、いじめ対策法が制定された。

(16) Civil Rights Act of 1964, P.L.88-352, 78 Stat. 241 (1964); Title IX, Education Amendments of 1972, 20 USC 1681-1688; Rehabilitation Act of 1973, P.L.93-112, 87 Stat. 355 (1978); Americans with Disabilities Act of 1990, P.L.101-336, 104 Stat. 327 (1990).

(17) U.S. Department of Education, *op.cit.* (4), pp.17-18.

(18) *ibid.*, pp.87-88.

(19) *op.cit.* (2)

(20) Jeffrey Johnston Stand Up for All Students Act, 2008 Fla. Laws 123.

が、「いじめ警察 USA」という団体であり。この団体は、いじめ対策法が含むべき 11 の要件を提案している（表 1 参照）。⁽²¹⁾

一方、2011 年調査報告書は、各州のいじめ対策法や州のいじめ対策モデル方針及び学区のいじめ対策方針が規定する内容から主要要素⁽²²⁾を抽出し、それらが、各州の法律やモデル方針等に、どの程度含まれているかにつき、分析している。これらの主要要素は「いじめ警察 USA」の提案する要件と、多くの部分が共通している。この主要要素の詳細及び「いじめ警察 USA」の提案する要件については、第 II 章に記述する。

いじめ対策法が議会に何度も提案されたものの、様々な問題で成立に時間がかかった州もあった。

フロリダ州では、2007 年 4 月に下院を 110 対 1 で通過したいじめ対策法案の上院通過が絶望視されていた。前年も同様の状況にあった法案が、上院で審議が棚上げされ廃案になっていたからである⁽²³⁾。しかし、2008 年 4 月に、下院を通過した同様の法案は、上院でも全会一致で可決され、6 月に成立した⁽²⁴⁾。

ノースカロライナ州では、2007 年時点では、いじめ対策法案中に、いじめの動機とされる生徒の特徴の列挙が条文中に盛り込まれていた。例えば、人種、性別、家柄、経済的地位などと並んで、性的指向や自己の性別認識を理由としたいじめを明示的に禁じる内容である。しかし、同性愛に否定的な議員が、法案中における同性

愛者等の被害者の特徴を列挙した文言の削除を求めるなどし、審議は難航していた⁽²⁵⁾。2009 年 6 月に、このいじめ対策法が成立したが、結果的には、列挙規定中に、「実際の性別」と「性的アイデンティティ」という言葉は残された。

ミシガン州では、2002 年にいじめにより自殺した少年の親が中心となって、いじめ対策法の成立がめざされてきた。ここでも、上述のノースカロライナ州の場合と同じように、どんな理由があってもいじめが許されないということを明確にするため、条文中で被害者の特徴を例示的に列挙したところ、同性愛を宗教的に認めない州議員の反対を呼び、10 年にわたり、その成立が難航した。この法案は、2011 年 12 月に成立したが、成立直前には、「この法は、学校教職員、学校ボランティア、生徒又は生徒の親若しくは後見人の宗教的な信条又は道徳的な信念の誠実な表明を禁止するものではない」との文言が条文中に入れられた別バージョンのいじめ対策法案が上院を通過し、州議会内外で論争を呼んでいた。この規定は、解釈によっては、宗教的、道徳的理由があれば、いじめ行為が認められるという意味に取れるため、例えば、いじめ対策法中の被害者の特徴の例示的列挙規定から同性愛者のみを除外することで、被害者の性的指向を理由とするいじめが黙認されかねないという、これまでしばしば危惧されてきた問題よりも、さらに深刻な事態を引き起こしかねないためである。⁽²⁶⁾

(21) 井樋 前掲注(1), pp.6-9.

(22) “Anti-Bullying Policies: Examples of Provisions in State Laws.” U.S. Department of Education, *op.cit* (4), pp.89-95.

(23) 井樋 前掲注(1), pp.9-10. 上院の多数派が、いじめ問題に比較的関心の低い共和党であったことが理由とされる。

(24) Florida, Bullypolice USA. <http://www.bullypolice.org/fl_law.html>

(25) 井樋 前掲注(1), pp.8-10.

(26) Amy Sullivan, “Why Does Michigan’s Anti-Bullying Bill Protect Religious Tormenters?” *Time*, Nov. 4, 2011. <<http://swampland.time.com/2011/11/04/why-does-michigans-anti-bullying-bill-protect-religious-tormenters/>>; Laura Hibbard, “Michigan House Legislators To Compromise On Michigan Bullying Bill,” *Huffington Post*, Nov. 7, 2011. <http://www.huffingtonpost.com/2011/11/07/michigan-house-legislator_n_1080860.html>

(表1) 「いじめ警察 USA」が提案する州のいじめ対策法が含むべき 11 の要件

(1) 条文上に必ず「いじめ (bully)」という用語を用いること。
(2) 法律名は、学校安全法ではなく、明確にいじめ対策法 (anti-bullying act) とすること。
(3) 「いじめ」と「いやがらせ」について法律上の定義をすること (ただし、被害者を明確に定義する必要はない)。
(4) いじめ対策方針等の策定に関して、規定すべき内容や策定方法を明確に規定すること。
(5) 規則や方針、その他の具体的ないじめ対策計画の策定及びそれらの実施に当たっては、州教育委員会、学校区、学校、親、生徒、専門家が皆で関与し、共同して行うよう規定すること。
(6) いじめ対応計画やいじめ対策方針は、強制力を有するものとして規定すること。
(7) 各学校区等のいじめ対策方針策定には、期限を設けること。
(8) いじめ加害者による復讐、報復や虚偽の申立に対して、いじめ被害者を保護する規定をおくこと。
(9) 学校区がいじめ対策方針を誠実に実施した場合には、教師、学校、学校区はいじめ発生に関して免責されること。逆に実施に関して誠実でなかった場合には、当然、親や生徒は学校区等を訴える権限を有すること。
(10) いじめ被害対応について明確に規定すること。カウンセリング、セラピーを提供する場合にも、いじめ被害者に対し、最も優先的になされるように規定すること。
(11) いじめ対応方針等の実績やいじめ発生情報などについての報告を、学校区が州議会と州教育委員長に対して行うことを義務付けること。

出典： 井樋三枝子「アメリカ合衆国におけるいじめ防止対応—連邦によるアプローチと州の反いじめ法制定の動き—」『外国の立法』No.233, 2007.9, pp.7-9.

(http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998416_po_023301.pdf?contentNo=1) をもとに、筆者作成。

一方、同じころ下院では、このような文言を含まない法案が提出され、すでに同院を通過していた。

最終的にミシガン州では、論議を呼んだ上院の法案ではなく、下院提出法案が成立した。成立したいじめ対策法からは、いじめの理由とされやすい被害者の特徴を例示的に列挙する条項自体が取り除かれた。⁽²⁷⁾

このように、いじめの理由とされやすい被害者の特徴を、例示的に列挙する条項については、いじめ対策法の制定時に、しばしば問題となる点である。前述した反いじめ団体の「いじめ警察 USA」は、被害者を明確に定義することが、被害者側に問題があるという意味にとられかね

ないことや、議会審議時に対立軸となり易いため、被害者の特徴を、条文中で例示的に列挙することに否定的である⁽²⁸⁾。しかし、加害者がいじめの動機としてあげるような被害者の特徴を明記することによって、いかなる動機によるいじめも禁止している規定であると見ることもでき、法律上に、この要件を盛り込むか否かについては、さまざまに議論が分かれている⁽²⁹⁾。

II 2011 年調査報告書

1 2011 年調査報告書作成の経緯と概要

いじめが引き起こす問題とその深刻さに対し、社会的な問題意識が高まり、2000 年から

(27) *op.cit.* (2)

(28) Brenda High, *MAKING THE GRADE, How States are "Graded" on their Anti Bullying Law*. (<http://www.bullypolice.org/grade.html>)

(29) 井樋 前掲注(1), p.8 ; U.S. Department of Education, *op.cit.* (4), pp.xv, 27-29.

の10年間で、多くの州がいじめに対応する立法を行ってきたが、このような中、連邦政府は、いじめ問題への取組みの一環として、連邦教育省から前述の2011年調査報告書を刊行した。

2011年調査報告書は、2011年4月30日までに制定された各州のいじめ関係立法を対象としており、ハワイ州、ミシガン州のいじめ対策法は、対象に含まれていない。

この調査にあたっては、次の4つの研究課題が課せられた。①連邦教育省がすべてのいじめ対策法から抽出した主要要素を、各州法はどの程度広範囲に取り込んでいるか、②その主要要素を州のいじめ対策モデル方針ではどの程度の範囲で取り込んでいるか、③連邦教育省が特定した学校区いじめ対策方針に関する要素を、各学校区のいじめ対策方針はどの程度の範囲で取り込んでいるか、④学校レベルの運用において、州法が、どの程度実施されているか。³⁰⁾

これらの課題につき、各主要要素が、州法に含まれているか否か、また、含まれている場合はどの程度であるかを、条文そのものについてコンピューターソフトウェアを用いた定量的なデータ分析を行い、その程度を3段階に格付けする。ただし、個別の主要要素の効果や影響そのものは評価せず、3段階の格付けも、主要要素が、どの程度広範囲に条文に取り込まれているかを示すものであり、格付けが高いほど、いじめに対しての効果や影響が強いということではない³¹⁾。

同様に、州がいじめ対策モデル方針を策定している41州（報告書作成当時、いじめ対策法を有していなくても、これを有する場合があります、その州も調査対象に含めている）についても、同様の方法で調査・分析が行われている。

学校区のいじめ対策方針については、全米から、学校区の規模や学区の生徒数等に応じ、無作為に20か所が選ばれ、州法や州いじめ対策方針と同様の手法で調査及び分析が行われた。学校区いじめ対策方針については、主要要素に加え6つの付属的要素が設定されていることと、一部の主要要素（関係者への情報伝達の実施、関係者のいじめ防止のための訓練、透明性と監視、他の法的手段による救済）については、法律上で規定すべき問題であり、方針では定められない内容のため、対象から除外されていることが、州法に関する調査とは異なっている³²⁾。

また、近年の傾向として、刑法中に、若者のいじめやサイバーいじめ行為に対する刑罰を科す法改正を行おうとする州が多いが、この刑法中の規定も、今回の分析基準に該当すれば、調査分析の対象とされている。ただし、これは、学校や関連する環境・状況における生徒の行為であることが明確に構成要件に含まれている場合であって、教育関係法やいじめ対策法中に参照されているときに限られる。2011年4月30日現在、いじめ対策法を有する州におけるいじめ行為に関連する刑法関係規定³³⁾は、(表2)のとおりである（ハワイ州、ミシガン州を除く）。

2 いじめ対策法の主要要素

反いじめ団体「いじめ警察 USA」が、各州のいじめ対策法制定を積極的に推進していたことを受け、連邦教育省が各州のいじめ対策法等から抽出した主要要素と「いじめ警察 USA」が、州のいじめ対策法の評価を行う際に法が含むべきものとして掲げる11の要件(表1)には、共通点が多くみられる。

ただし、前述したとおり、「いじめ警察 USA」

³⁰⁾ U.S. Department of Education, *op.cit.* (4), pp.4-5.

³¹⁾ *ibid.*, pp.7-14.

³²⁾ *ibid.*

³³⁾ 連邦教育省報告書の付表において、その該当箇所が示されている。*ibid.*, pp.97-130.

(表2) いじめ行為が刑法上の罪に当たる場合の規定 (2011年4月30日現在)

州名	州法典刑事法条文
アラバマ	第13A-11-8j条 ハラスメント又はハラスメントとなるやり取り 第16-28B3条 定義
アラスカ	第11.41.260条 第一級ハラスメント 第11.41.270条 第二級ハラスメント
アリゾナ	第8-309条 未成年による電子機器の不法な利用
アーカンソー	第5-41-108条 コンピュータによる不法なやり取り
カリフォルニア	刑法典第422.55条 憎悪犯罪、定義 同第422.56条 定義 同第422.57条 性別
コロラド	第18-3-602条 つきまとい 第18-9-111条 ハラスメント
コネチカット	第53a-182a条 ハラスメント 第53a-222d条 ハラスメント
デラウェア	第11章第1311条 ハラスメント
フロリダ	第7784.048条 つきまとい、定義、刑罰
ジョージア	第16-11-127.1条 武器、定義
アイダホ	第18-7095条 第一級つきまとい 第19-7906条 第二級つきまとい
イリノイ	第720章第5/12-7.5条 サイバーつきまとい 同第21/10条 つきまとい定義 同第135/1-2条 電子機器を通じたハラスメント 同第135/1-3条 ハラスメントの事実上の推定 同135/2条 ハラスメント量刑
インディアナ	第35-45-2-2条 ハラスメント
アイオワ	第708.7条 ハラスメント
カンサス	第21-3438条 つきまとい
ケンタッキー	第525.070条 ハラスメント 第525.080条 ハラスメントとなるやり取り
ルイジアナ	第14:40.2条 つきまとい 第14:40.3条 サイバーつきまとい 第14:40.7条 サイバーいじめ
メイン	なし
メリーランド	刑法典第3-805条 電子メールの悪用
マサチューセッツ	第265章第43条 つきまとい、処罰 第265章第43A条 刑法上のハラスメント、処罰 第268章第13B条 証人、陪審員及び刑事訴訟手続きに関連して情報を提供する者への威迫 第69章第14A条 迷惑電話
ミネソタ	第609.749条 つきまとい、処罰 第609.795条 手紙、電報又は小包の開封、ハラスメント
ミシシッピ	第97-3-107条 つきまとい 第97-29-45条 わいせつな電子的なやり取り 第97-45-17条 電子メディアを通じたメッセージの投稿
ミズーリ	なし
ネブラスカ	なし
ネバダ	第200.575条 つきまとい
ニューハンプシャー	第644:4条 ハラスメント

ニュージャージー	第 2C:12-10 条 犯罪を構成するつきまとい、定義 第 2C12-10.1 条 つきまといの処罰、永久接近禁止命令
ニューメキシコ	第 30-3A-3 条 つきまとい
ニューヨーク	刑法典第 240.30 条 第二級加重ハラスメント
ノースカロライナ	第 14-196.3 条 サイバーつきまとい 第 14-196 条(b) 電話によるハラスメント
ノースダコタ	なし
オハイオ	第 2903.211 条 脅迫の傍観 第 2917.21 条(A) 電話によるハラスメント
オクラホマ	第 21-1172 条 わいせつ、脅迫又はハラスメントとなる遠隔通信
オレゴン	第 163.732 条 つきまとい 第 166.065 条 ハラスメント
ペンシルバニア	第 18 章第 2709.1 条 つきまとい 第 2709 条 ハラスメント
ロードアイランド	なし
サウスカロライナ	第 16-3-1700 条 ハラスメント及びつきまとい 第 16-17-430 条 不法なやり取り
テネシー	第 39-17-315 条 つきまとい
テキサス	刑法第 33.07 条 オンラインでのハラスメント
ユタ	第 76-5-106.5 条 つきまとい 第 76-9-201 条 電子的やり取りにおけるハラスメント
ヴァーモント	第 13 編第 19 章第 1027 条 電話その他の電子的通信機器を用いた平穩の妨害 同第 1061 条 定義 同第 1062 条 つきまとい 同第 1063 条 加重つきまとい
ヴァージニア	なし
ワシントン	第 9.61.260 条 サイバーつきまとい 第 9A.36.080 条(3) 特定の特徴 第 9A.46.020 条 ハラスメント、定義、刑罰 第 9A.46.110 条 つきまとい 第 10.14.20 条 定義
ウエストヴァージニア	なし
ウィスコンシン	なし
ワイオミング	なし

出典： U.S. Department of Education, “Appendix B Summary of Bullying Legislation, State Statutes, and Model Policies,” *Analysis of State Bullying Laws and Policies*, Dec. 2011, pp.97-130.
 〈<http://www2.ed.gov/rschstat/eval/bullying/state-bullying-laws/state-bullying-laws.pdf>〉をもとに筆者作成。

の掲げる要件は、それらを多くめば含むほど、その州法に対し、プラスの評価を行っているが、連邦教育省の掲げた主要要素自体には、そのような意味合いはなく、広範囲にそれらの要素を有するからといって、いじめ対応という観点から、特段にプラスの評価が与えられるわけではない。

次に、2011年調査報告書において、連邦教育省が抽出し、特定した各州のいじめ対策法の

主要要素を紹介する。

(1) 禁止事項の明示と目的の表明

いじめの形式、種類又は程度を問わず、いじめは決して許されないものと定義すること。いじめの事件を学校管理者、教職員、生徒、生徒の家族が深刻に受け止めなければならないこと。いじめが生徒の学習、学校の安全、生徒の出席及び学校環境に影響を与えること等を含め

て、いじめが引き起こす悪影響の範囲を概説していること。

(2) 学校におけるいじめの範囲

学校敷地内の行為、学校が後援する活動若しくは行事（場所を問わない）における行為、学校が提供する交通機関その他の学校所有の設備等を用いた行為又は学校の環境に顕著な混乱や崩壊を引き起こすような行為をいじめに含めること。

(3) 禁止行為の規定

いじめを構成する行為を明確で広範囲に列記すること等により、いじめに対する明確な定義を規定すること。また、サイバーいじめに関する明確な定義を規定すること。

具体的には、いじめとは、身体的な危害を引き起こす行為に限らず、方法の直接・間接を問わず、言葉によるか否か（口頭・書面の別も問わず）を問わず、一人以上の個人を傷つける意図を有する行為であるという定義。加えて、いじめ行為の告発、通報に対する報復及びその素材を自身が作ったか否かを問わず、人の感情を傷つけ又は侮辱するものを電子メールや携帯電話のメッセージとして転送すること等により拡散させることを継続し又は繰り返すことにより、いじめやいやがらせの行為に関与することも含むこと。また、いじめの定義は、すべての関係者にとって理解しやすいものでなければならないこと。

(4) 被害者になりやすい特徴の列挙

歴史的にいじめの標的とされてきた生徒の現実の特徴又は当該特徴と認められるものを記載すること。ただし、それらは例示的な列挙であり、いじめは特定の特徴に基づいてなされとは限らないことを明確にすること。

(5) 学校区いじめ対策方針の策定と適用

各学校区に対し、学校経営者、教職員、生徒、生徒の家族、地域社会等のすべての利害関係者と共同して、地域の状況に応じた最も良い取組みを行うため、いじめ防止のための方針を作成し、また、適用するよう指示すること。

(6) 学校区いじめ対策方針の評価

州法が定める目的を確実に達成するために、定期的に州が政策を評価するための規定が盛り込まれていること。

(7) 学校区の方針の要素・内容

次の6つの付属的要素が、法律により委任又は奨励されていること。

(定義) 州法上の定義と一致したいじめの定義を有すること。

(いじめの通報) 生徒、生徒の家族、教職員及びその他の者が、個別のいじめの事象を通報する手続、報復からの保護を図りつつ、匿名の通報を受け付ける手続を規定すること。通報の手続には、いじめの事象の通報を受け、調査の責任を有する適切な学校職員の連絡先を明示すること。いじめを目撃し又はこれに気づいた場合には、早期かつ迅速に指定職員へ通報することを学校の教職員の義務とすること。

(いじめの調査と対応) 更なるいじめ又は報復から被害者を保護するための迅速な介入戦略を含んだ、いじめ事象の通報に対する調査と対応を迅速に行うための手続を規定すること、また、いじめの被害者又は被害者である旨の通知があった者の親への通知、加害者の親への通知、状況により警察官への通知について定めること。

(記録) すべてのいじめ事象とその解決に際して取った方法について、文書で記録する手続を定めること。

(いじめに対する懲戒) いじめ行為に対する懲戒について、程度に応じて詳細にレベル分けをして定めること。

(委託) 被害者、加害者を適宜、カウンセリングやメンタルヘルス又はその他の健康サービスを行う者へ委託するための手続を定めること。

(8) 情報伝達の実施

いじめへの対応結果を含め、いじめに関連する政策について、生徒、生徒の家族及び教職員に対して通知する手続を定めること。

(9) 訓練及び予防

いじめを予防し、発見し、これに対応するための訓練を、教職員、支援者、ボランティアスタッフ及びスクールバス運転手等、すべての学校関係者に対して行うこと。

学校区に対し、学校及び地域社会全体で、学年に応じたいじめ予防計画の実施を奨励すること。

(10) 透明性と監視

報告されたいじめの発生件数や対応策を州に毎年報告をし、生徒のプライバシー保護を講じつつも、いじめの事象の総数が明確に判るような公開データを作成することを学校区等に義務付けること。

(11) 他の法令で保障される権利への言及

州におけるいじめ対策法等のいじめ対応に関する政策は、被害者が他の法的救済を求めることの可能性を排除しない旨を、法やいじめ対策方針等で明確に記載すること。

3 2011年調査報告書の結論

2011年報告書作成時点³⁴⁾では、全米50州(ワシントンD.C.を除く)中、46州に何らかのいじめ対策法が制定されており、これらについてまとめられた主な結論は、以下のとおりである。

46州中3州は、法律中に禁止されるいじめ行為とは何かの、明確な定義規定を有していない³⁵⁾。36州は、法律中にサイバーいじめを禁止する規定を有するか、電子機器を用いたいじめを禁止する規定を持っている。13州は、学校外での行為についても、学校の環境を悪化させると考えられる場合には、法律で禁止されている学校が対処すべきいじめ行為に含める規定を有する。

11の主要要素については、ほとんどの州法において規定される要素もある一方、多くの州で法に規定のない要素もある。前者の例としては、(2)学校におけるいじめの範囲、(3)禁止行為の特定、(5)学校区がいじめ対策方針の策定と適用や(7)学校区いじめ対策方針における付属的要素中のいじめに対する懲戒等がある。一方、同じく付属的要素中の(カウンセリング等への)委託を規定するのは、11州のみである。主要要素は、州によって規定の仕方、文言が様々であるが、州のいじめ対策法で、主要要素を全部規定しているとみられる州は、ニュージャージー州及びメリーランド州の2州である。

サイバーいじめの深刻化に伴い、かつて制定したいじめ対策法の改正や強化を進める州も多い。例えば、ニュージャージー州は2002年にいじめ対策法を制定したが、2007年にサイバーいじめに対応する法改正を行っている。電子機器を用いたいじめを禁止する規定を有する州は、36州ある。

34) 調査を行った2011年4月30日現在である。

35) 本稿第I章1において言及したように、「いじめ」と「ハラスメント(差別によるいやがらせ)」の用語は、互いに重なる部分が多い。本稿では紹介を省略したが、連邦教育省の報告書においては、いじめを定義する際に、いじめ関連行為にどのような用語を当てはめて規定を行っているかの分析や各州のいじめ対策法におけるこれらの用語の定義の一覧表の作成が行われている。U.S. Department of Education, *op.cit.* (4), pp.16-18, 131-146.

サイバーいじめ行為は場所を問わず行われる性質を有する。いじめの発生場所を問わず、「学校環境を害するようなものである場合には」学校に対応権限を与える旨を、州法上に明記している州は13州ある。

全米50州中、41州は、学校区がいじめ対策方針を策定している。ただし、12州は、その策定が法律上の義務とされていない。法律上の義務とされていない12州中、ハワイ州、ミシガン州、モンタナ州の3州には、州のいじめ対策法自体が存在しない³⁶⁾。

学校区方針の規定は、たいていの場合、州法で定めるよりもより広範囲な規定が行われることが多い。また、州法の規定が広範囲な州の方が、学校区の規定も広範囲になる傾向がある。

4 ニュージャージー州いじめ対策法及び関連の州モデル方針

2011年調査報告書において、2011年4月30日現在の調査及び分析の結果、11の主要要素の規定がある州法中、それらの規定が最も広範囲とされたのが、ニュージャージー州のいじめ対策法であった。同法が、同州のいじめに対してどのような影響を与えているかについては、2011年報告書では判断を行っていない。しかし、同州の法律が、46州のいじめ対策法が持つ要素をほぼすべて含んでいるという点に着目し、本稿では2012年2月16日現在の条文を訳出した³⁷⁾。

さらに、2011年調査報告書ではニュージャージー

ージー州は州が作成する学校区のいじめ対策方針のためのモデル方針においても、最も広範囲な規定を有するとされている。実際に学校で適用される各学校区のいじめ対策方針については、2011年調査報告書中で調査・分析に用いられた具体的な学校区の言及がなかったため、本稿では紹介を行わないが³⁸⁾、2011年4月に改定された、ニュージャージー州作成の学校区いじめ対策方針のためのモデル方針の概要は、以下のとおりである。

モデル方針は、5部からなっている。第1部ではまず、モデル方針が、州のいじめ対策法で作成が規定されていることが述べられ、昨今の関連の法改正等を解説している。第2部は、モデル方針の使い方を内容としている。

モデル方針の主要部分は、第3部及び第4部である。第3部は、各学校区のいじめ対策方針に必ず規定しなければならない事項、約40項目について、州法の規定を参照しながら詳細に解説している。第4部では、10条からなる方針例が掲載されている。

第5部では、学校でのいじめ対策に役立つ関連研究についての参考文献、有益と思われる研究機関等のウェブサイト・データベース等が掲載されている。

おわりに

2011年12月現在、アメリカで、いじめ対策法を持たない州は、前述したとおり、モンタナ

³⁶⁾ ただし、2011年12月6日現在は、ハワイ州、ミシガン州ともいじめ対策法が制定されている。

³⁷⁾ 反いじめ団体「いじめ警察 USA」は、ニュージャージー州いじめ対策法を最高ランクのA++に格付けした。Bullypolice USA ウェブサイト〈http://www.bullypolice.org/nj_law.html〉なお、2007年制定当時のデラウェア州いじめ対策法については、井樋 前掲注(1) pp.13-15で訳出している。

³⁸⁾ コロラド州では学校区が定めるべき生徒の規律や行為規範を、州が策定している。これは、いじめ対策法の規定を受けたいじめ関係の内容も含み、併せて、その他生徒の規律に関するあらゆる事項を定めたものであり、文章としては、100ページ強のものである。2006年10月現在のものの概要を、井樋 前掲注(14) pp.92-97において紹介している。また、コロンバイン高校が属するコロラド州のジェファーソン学校区の行為規定(いじめ対応方針を含む)についても、井樋 前掲注(14) pp.97-98において、2006年秋バージョンについて目次を紹介している。

州とサウスダコタ州の2州のみである。ただし、モンタナ州は学校区のためのいじめ対策方針のモデル方針を有しており、実際は、他州と類似したいじめへの対応が行われていると見てよいだろう。ただし、いじめ対策法やいじめ対策方針の内容には、各州にばらつきもあり、発生したいじめについて各学校区が州教育委員会への報告義務を負わない州もあるなど、実際にアメリカのいじめ対策が日本や他国よりも進んでいるか否か等も、一概に判断することはできない。

しかし、学校側にいじめ対策の義務を負わせるため法律を制定するという方策を取ることと、そのようないじめ対策法の制定に、いじめ被害者の家族・遺族が深くかかわっているという点、また、いじめが、単に道徳的な問題としてだけでなく、あらゆる子どもにとっての良好な教育環境を損なう問題であり、適切な教育を受ける権利を侵害する問題でもあるという意識が強く打ち出されている点は、特徴的であると言えよう。

アメリカにおいていじめに対する社会的な注目はますます高まりつつあり、オバマ大統領も、2011年3月10日に、いじめに関する会合をホワイトハウスで開催し、いじめ問題の解決に関しての取組みを進める必要性を強く訴えた。会合において、大統領は、いじめは、クラス全体の学力低下や不登校に結びつくため、これを解決し、子どもたちが安心して学校へ通い、教育

を受けられる環境を育成しなければならないと述べた。³⁹⁾

2011年9月には、ニューヨークで、同性愛者であるとしていじめを受けた中学生が自殺し、社会的な注目が集まった。これを契機に連邦に対し、いじめに関する立法を求める意見も上がりつつある⁴⁰⁾。

このようないじめ問題への意識の高まりを受け、連邦議会でも、2011年4月に上下各院で、2011年学校安全改善法案⁴¹⁾が提出された。

この法案は、連邦教育省、州、地方自治体等に、次のような事項を義務付けるとともに、補助金を交付するという内容である。例えば、州に対しては、地域や小・中・高校での、いじめやいやがらせに関する特定の情報の収集・報告、いじめ等の防止計画の評価と報告等を義務付ける。また、地方自治体の教育行政所管機関に対しては、いじめやいやがらせの禁止を規律方針において明記すること、いじめやいやがらせの発生数や性質の調査・公表等を義務付ける。連邦の教育長官に対しては、各地方自治体や州のいじめ防止計画を隔年で調査し、報告を作成することを義務付け、教育省教育統計局長には、全米の小・中・高校でのいじめやいやがらせの発生数、被害者数の判定とそのためデータ収集の実施を義務付ける等である。

しかし、いじめ問題に関しては、オバマ大統領をはじめ、民主党議員の意識は高いものの、

39) President Obama & the First Lady: Conference on Bullying Prevention, March 10, 2011. <<http://www.whitehouse.gov/photos-and-video/video/2011/03/10/president-obama-first-lady-conference-bullying-prevention>>

40) Sean Michaels, "Lady Gaga to meet with Obama over bullying," *Guardian*, Sep. 23, 2011. <<http://www.guardian.co.uk/music/2011/sep/23/lady-gaga-obama-bullying>> ; "Jamey Rodemeyer, 14-Year-Old Boy, Commits Suicide After Gay Bullying, Parents Carry On Message," *Huffington Post*, Sep. 20, 2011. <http://www.huffingtonpost.com/2011/09/20/jamey-rodemeyer-suicide-gay-bullying_n_972023.html> ; Richard Weissbourd and Stephanie Jones, "Preventing Bullying Begins With Us," *Huffington Post*, Feb. 28, 2012. <http://www.huffingtonpost.com/richard-weissbourd/preventing-bullying_b_1304110.html> これらの報道によると、自殺した少年がファンであった歌手のレディ・ガガが、いじめに対する問題提起を行い、オバマ大統領に対し、いじめを違法とする連邦法の制定を求めた。またレディ・ガガ自身は、2012年2月にハーバード大学にいじめ防止のための研究財団を設立した。

41) Safe Schools Improvement Act of 2011 (H.R.1648 (2011), S.506 (2011)).

共和党側の関心は薄く、この2011年学校安全改善法案の成立の見通しは、立っていない。共和党には、州の権限である初等中等教育に、連邦が深く関与することを是としない保守的な立場に立つ議員が多く、連邦議会の同党議員から

は、現在、ほとんどの州が何らかのいじめ対策法を有していることに着目し、連邦の関与は、このような州の取組みを、逆に損ないかねないという意見が出されている。⁽⁴²⁾

(いび みえこ)

⁽⁴²⁾ Lauren Smith, "Bully for Anti-Bullying," *CQ Weekly*, 70 (15), Apr. 16, 2012, p.745.

ニュージャージー州法典 第 18A 編教育 第 6 小編学校の運営
第 2 部学校の施設及び運営 第 37 章生徒の規律 (抄)

New Jersey Statutes, Title 18A. Education Subtitle 6. Conduct of Schools
Part 2. Facilities and Conduct of Schools Chapter 37. Discipline of Pupils.
(2012 年 2 月 16 日内容現在)

海外立法情報課 井樋 三枝子訳

【目次】

第 18A 編 教育

第 18A:37-14 条 いやがらせ及びいじめ防止方針の採択
に関する定義

第 18A:37-15 条 いやがらせ、脅迫又はいじめに関する
方針の各学校区による採択

第 18A:37-15.1 条 いやがらせ及びいじめの防止に関す
る学校区の方針に規定する「電子的なやり取り」

第 18A:37-15.2 条 いじめに関する方針に係して要求さ
れる措置

第 18A:37-15.3 条 学校の地所外で発生した特定の事象
を含む方針

第 18A:37-17 条 いじめ防止の計画又は取組みの策定

第 18A:37-18 条 他の救済によることを妨げないこと

第 18A:37-19 条 学校区による費用償還の申請

第 18A:37-20 条 学校のいじめ対策専門家及び調整官の
指名

第 18A 編 教育

第 18A:37-14 条 いやがらせ及びいじめ防止
方針の採択に関する定義

この法律⁽¹⁾において、次に掲げる用語は、そ
れぞれ次に定めるところによる。

「電子的なやり取り」とは、電話、携帯電話、
コンピュータ又はポケットベルその他の電子機
器を用いて送信されるやり取りをいう。

「いやがらせ⁽²⁾、脅迫又はいじめ」とは、単

独の事象であるか又は連続する事象かを問わ
ず、身振り、文字による、口頭の若しくは身体
的な言動又は電子的なやり取りであって、学校
の地所、学校が主催する行事、スクールバスの
車内又は 2010 年州公法第 122 号第 16 条 (州法
典第 18A:37-15.3 条) に規定されるような校外
で実行されるものをいい、例えば、人種、肌の
色、宗教、門地、出身国、性別、性的指向、自
己の性別認識、性別表現若しくは精神的、身体
的若しくは感覚的な障害等のような、実際の若
しくはそうであるとみなされるような特徴によ
って又はこれ以外の顕著な特徴によって動機
づけられていると合理的に認められ、学校の秩
序ある運営又は他の生徒の権利を本質的に中断
させ又は妨げるようなもの並びに次に掲げる
いずれかに該当するものをいう。

a 当該状況下において、通常人であれば知り
得るような、身体的又は感情的に生徒を害す
る効果又は生徒の財産を損なう結果を引き起
こす言動又はやり取り

b 生徒又は生徒の集団を侮辱し、又はその名
誉を毀損する効果を有する言動又はやり取り

c 生徒の教育に干渉することにより、又は生
徒に身体的若しくは精神的な危害を著しく若
しくは広範囲に与えることにより、生徒にと
って不適切な教育環境を生じさせる言動又は
やり取り

(1) 2002 N.J. Laws c.83.

(2) 原語は harassment。この法律においては、「いやがらせ」と訳出した。

第 18A:37-15 条 いやがらせ、脅迫又はいじめに関する方針の各学校区による採択

a 各学校区は、学校の地所、学校が主催する行事又はスクールバスの車内におけるいやがらせ、脅迫又はいじめを禁止する方針を採択しなければならない。学校区は、親若しくは後見人の代表、学校の被用者、ボランティア、生徒、学校管理者及び地域社会の代表を含む過程を通じて、方針を採択しなければならない。

b 学校区は方針の内容について、学校区で管理を行わなければならない。ただし、その方針には、少なくとも、次に掲げる要素を含むものとする。

- (1) 生徒のいやがらせ、脅迫又はいじめを禁止する規定
- (2) 2002年州公法第83号第2条（州法典第18A:37-14条）に規定される範囲以上のいやがらせ、脅迫又はいじめの定義
- (3) 生徒が起こすと予想される行為の種類の説明
- (4) いやがらせ、脅迫又はいじめの行為に関与した者に対する処分及び適切な矯正措置
- (5) いやがらせ、脅迫又はいじめの行為を匿名で通報することを許可する規定を含め、いやがらせ、脅迫又はいじめの行為を通報する手続。ただし、匿名の通報だけを根拠として公式的な懲戒行為を許可するものと解釈してはならない。

学校の被用者又は委託を受けた役務提供者がいやがらせ、脅迫又はいじめの行為を目撃し、又は当該事象に関して信頼するに足りると認められる情報を得た場合には、その当日に、当該事象について学校長に口頭で報告しなければならない。学校長は、申し立てられた事象に係るすべて

の生徒の親又は後見人に通告しなければならない。状況に応じて、カウンセリング及び他の介入措置について協議することができる。学校の被用者又は委託を受けた役務提供者は、生徒がいやがらせ、脅迫又はいじめの行為を受けたことを目撃し、又はこれに関して信頼するに足りる情報を得た場合には、2学校日以内に、いやがらせ、脅迫又はいじめの行為のすべてについて学校長に対し書面で報告を行わなければならない。

(6) 違反行為の通報及び申立てについての迅速な調査のための手続。その手続は、少なくとも、次に掲げる事項を定めるものでなければならない。

(a) 事象の報告の1学校日以内に、学校長又は学校長の指名する者により調査が着手されなければならないこと。当該調査は、学校のいじめ対策専門家により行われなければならないこと。学校長は、当該調査の支援のために学校のいじめ対策専門家でない職員を追加的に指名することができること。調査は、可能な限り迅速に行い、いやがらせ、脅迫又はいじめの事象が書面で報告された日から10学校日以内に完了しなければならないこと。調査に関連する情報で10学校日の期間の終了後に受領が予想される調査に関連する情報が存在した場合には、学校のいじめ対策専門家は、その調査結果の報告を修正し、当該情報を反映させることができること。

(b) 調査結果は、調査の完了の日から2学校日以内に[カウンティの]教育長⁽³⁾に対して報告されなければならない。教育長は、「行政手続法」1968年州公法第

(3) 原語は、the superintendent of schools。州の行政区画であるカウンティにおける教育行政の長。カウンティ内の学校区を所管し、州教育委員会委員長の推薦により、州知事が指名する職。

410号（州法典第52:14B-1条以下）に基づき州教育委員会の告示した規則に従い、介入措置の提供を決定し、いやがらせ、脅迫又はいじめを減少させ、学校環境を改善するための訓練計画の策定を決定し、懲戒処分を決定し、調査により認定した事実に基づくカウンセリングの受診を命じ、又はその他の適切な措置の実施若しくは勧告をすることができること。

- (c) 各調査結果は、提供された手段、策定された計画、行われた懲戒又は教育長により実施され若しくは勧告されたその他の措置と併せて、調査終了直後の教育委員会の会合の日以前に、教育委員会に報告されなければならないこと。
- (d) 調査の当事者である生徒の親又は後見人は、連邦及び州の法令に定められた範囲で、調査の性質、いやがらせ、脅迫若しくはいじめの証拠を学校区が発見したか否か、若しくは懲罰が適用されたか否か、又はいやがらせ、脅迫若しくはいじめの事象に対処するために実施された措置を含む調査に関する情報を取得する権利を有しなければならないこと。当該情報は、調査結果の教育委員会への報告後、5学校日以内に提供されなければならないこと。親又は後見人は、情報の取得後、教育委員会が開催される前に公聴会を要求することができ、当該公聴会は、請求から10日以内に開催されなければならないこと。教育委員会は、生徒の秘密保持のために当該公聴会を秘密会として開催しなければならないこと。公聴会においては、教育委員会は、当該事象、懲戒の勧告又は措置について及びそのような

事象を減少させるために設立された各種の計画について、学校のいじめ対策専門家から聴取することができること。

- (e) 教育委員会は、当該報告を受領後の最初の会合において、教育長による決定を承認し、却下し又は修正する決定を書面で行わなければならないこと。教育委員会の決定に対しては、法令に定める手続に従って、教育委員会の決定の告示から90日以内に、教育長官⁽⁴⁾に対して不服申立てをすることができること。
- (f) 親、生徒、後見人又は団体は、「差別禁止法」1945年州公法第169号（州法典第10:5-1条以下）において列挙され保護されている団体の構成員であることを根拠としたいやがらせ、脅迫又はいじめの事象が発生してから180日以内に公民権部（the Division on Civil Rights）に対し、不服申立てをすることができること。
- (7) いやがらせ、脅迫又はいじめの事象が確認された時点で学校が即応する方法の範囲は、学校のいじめ対策専門家の協力のもと学校長が定めなければならないが、教育長官の定めるところにより、カウンセリング、支援措置、介入措置その他の計画を適切に組み合わせたもの等とすること。
- (8) いやがらせ、脅迫又はいじめの行為を報告した者に対する報復を禁止する文書並びに報復に関与する者に対する影響及び適切な是正措置
- (9) 報復の手段又はいやがらせ、脅迫若しくはいじめの行為の手段として他人に対し虚偽の訴え等をした者に関する結果及び適切な是正措置
- (10) 学校の主催する行事への参加に方針を適

(4) ニュージャージー州では教育委員会委員長も兼任する。

用する旨の通知を含む、方針の周知徹底を
どのようにするかについての規定

- (11) 学校区のウェブサイトのホームページ上に、方針へのリンクを目立つように掲載し、また、学校区内の学校に通っている子どもを持つ親及び後見人へ方針へのリンクを毎年、通知する義務
 - (12) 学校区のいじめ対策調整者の氏名、学校の電話番号、学校の住所及び学校の電子メールアドレスを学校区ウェブサイトのホームページにおいて列挙し、及び各学校のウェブサイトのホームページにおいて学校のいじめ対策専門家及び学校区のいじめ対策調整者の氏名、学校の電話番号、学校の住所及び学校の電子メールアドレスを列挙しなければならないこと。学校区のいじめ対策調整者及び学校のいじめ対策専門家に関する当該情報は、教育省のウェブサイトにも掲載し、維持管理をしなければならないこと。
- c 2003年9月1日までに、学校区は方針を採択し、カウンティの教育長に対して、方針を1部送付しなければならない。学校区は、方針の評価、判定及び見直しを毎年行わなければならない。方針の評価、判定及び見直しの実施の際、教育委員会は学校のいじめ対策専門家からの提案を取り入れなければならない。学校区は改定した方針を1部、カウンティの教育長に対し、改定から30学校日以内に送付しなければならない。初回の改定後の方針は、2010年州公法第122号（州法典第18A:37-13.1条その他）の施行日から2011年9月1日までに、教育長に対し、送付されなければならない。
- d
- (1) いやがらせ、脅迫又はいじめの防止のための方針を策定するに当たり、学校区を支

援するために、教育長官は、幼稚園から12年生までに適用できるモデルとなる方針を策定しなければならない。このモデル方針は、2002年12月1日以前に発布しなければならない。

- (2) 教育長官は、モデル方針に対し、2010年州公法第122号（州法典第18A:37-13.1条その他）の規定を反映させた改定を、同法施行日から90日以内に採択しなければならない。教育長官が必要と認めるモデル方針の更新も引き続き行わなければならない。
- e 学校区の方針についての告知は、学校区内の学校に適用される広範囲な規則、手続及び行動規範を記載する刊行物及び生徒の手引等のすべてに掲載しなければならない。
- f この条におけるいかなる規定も、学校区がこの条に規定する要素よりも厳しい要素を含む方針を採択することを禁止するものではない。

第18A:37-15.1条 いやがらせ及びいじめの防止に関する学校区の方針に規定する「電子的なやり取り」

- a 2002年州公法第83号第3条（州法典第18A:37-15条）の規定に従い採択されたいやがらせ、脅迫又はいじめを禁止する学校区の方針は、必要に応じて、2007年州公報第129号（州法典第18A:37-15.1条その他）の規定を反映させて改定しなければならない。学校区は改定した方針を1部、適切なカウンティの教育長に対し、送付しなければならない。改定した方針の通知は、学校区内の学校に適用される広範囲な規則、手続及び運営の基準を記載する刊行物、生徒の手引等のすべてに掲載しなければならない。
- b 2002年州公法第83号第3条（州法典第18A:37-15条）の規定に従い採択されたいや

がらせ、脅迫又はいじめを禁止する学校区の方針が、この法律の施行の日から90日以内に、この条のa項の規定に適合しなくなった場合には、いやがらせ、脅迫又はいじめを禁止する学校区の現行の方針は、2007年州公法第129号第1条によって改正された2002年州公法第83号第2条（州法典第18A:37-14条）に定義する「電子的なやり取り」を含むと推定されなければならない。

第 18A:37-15.2 条 いじめに関する方針に関して要求される措置

この条の施行の日から60日以内に、各学校区は、当該学校区のいじめに関する方針を2007年州公法第303号第7条によって改正された2002年州公法第83号第3条（州法典第18A:37-15条）に従って改定しなければならず、当該方針を学校区のウェブサイトを利用して提供しなければならず、当該方針を当該学校区のウェブサイトを利用して提供している旨を生徒及び親に通知しなければならない。

第 18A:37-15.3 条 学校の地所外で発生した特定の事象を含む方針

2002年州公法第83号第3条（州法典第18A:37-15条）に従い、各学校区により採択される方針は、2002年州公法第83号第2条（州法典第18A:37-14条）で定義するいやがらせ、脅迫又はいじめで、学校の地所外で発生し、学校の被用者が気付くものに適切に対応する規定を設けなければならない。学校の地所外で発生するいやがらせ、脅迫又はいじめへの対応は、教育委員会の生徒処遇規範及びその他のいやがらせ、脅迫又はいじめに関する教育委員会の規定と適合したものでなければならない。

第 18A:37-17 条 いじめ防止の計画又は取組みの策定

a 学校及び学校区は、毎年、学校の教職員、生徒、学校管理者、ボランティア、親、法執行者及び地域社会構成員が関与するいじめ防止の計画又は取組みその他の事業を策定し、実施し、記録し、及び評価しなければならない。計画又は取組みは、いやがらせ、脅迫又はいじめに取り組み、また、それを防止するための学校全体としての状況を構築するよう考案されなければならない。

学校区は、この項の目的のため充当された資金又は2010年州法第122号第25条（州法典第18A:37-28条）に従い設立された、いじめ防止基金を通じて得ることのできる資金の範囲内で、この項に従い策定する計画又は取組みに用いるための補助金を教育省に申請することができる。

b 学校区は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 生徒と顕著な接触を持つ学校の被用者及びボランティアに対するいやがらせ、脅迫又はいじめに関する学校区の方針についての訓練

(2) 当該訓練の内容に、2002年州公法第83号第2条（州法典第18A:37-14条）に列挙する保護される分野及び差別、いやがらせ、脅迫又はいじめの事象を生じさせうるその他の顕著な特徴に基づく、いじめの防止に関する指導が確実に含まれること。

(3) 学校区におけるいやがらせ、脅迫又はいじめの方針について生徒たちと議論するための手順の策定

c いやがらせ、脅迫又はいじめに対する学校区の方針に関する情報は、学校の被用者訓練計画に含まれなければならない。生徒と顕著な接触を持つ常勤及び非常勤の職員、ボランティア及び学校区が生徒に対して提供する役務を受託された者に対して提供しなければならない。

第 18A:37-18 条 他の救済によることを妨げないこと

この法律は、民事又は刑事のその他の有効な法に基づいて被害者が救済を求めることを妨げるものと解釈してはならない。この法律は、いかなる不法行為についても賠償責任を新たに発生させ又は変更させるものではない。

第 18A:37-19 条 学校区による費用償還の申請

学校区は、この法律の規定を実施するに当たって追加的な費用を負担する場合には、教育長官に対して費用償還を申請しなければならない。

第 18A:37-20 条 学校のいじめ対策専門家及び調整官の指名

a 学校区における各学校の学校長は、学校のいじめ対策専門家を指名しなければならない。カウンセラー、学校の心理学者又は類似の訓練を受けたその他の個人が学校内で現在雇用されている場合には、学校長は当該者を学校のいじめ対策専門家として指名しなければならない。この要件を満たす者が、現在、学校内で雇用されていない場合には、学校長は、学校が現在雇用している人員から、学校のいじめ対策専門家を指名しなければならない。当該学校のいじめ対策専門家は、次に掲げるすべての役割を担う。

- (1) 2010年州公法第122号第18条(州法典第18A:37-21条)に規定する学校安全チームを座長として主宰すること。
- (2) 当該学校におけるいやがらせ、脅迫又は

いじめの事象の調査を指揮すること。

- (3) 当該学校における主たる公的責任者として、いやがらせ、脅迫又はいじめの事象の防止、発見及び取組みを行うこと。

b 教育長は、学校区のいじめ対策調整官を指名しなければならない。当該教育長は、できる限り当該学校区の被用者をこの地位に指名するよう努めなければならない。学校区のいじめ対策調整官は、次に掲げる職務を遂行しなければならない。

- (1) 生徒のいやがらせ、脅迫又はいじめを防止し、発見し及びこれに取り組むため、責任をもって学校区の方針を調整し及び強化すること。
- (2) 学校区における生徒のいやがらせ、脅迫又はいじめを防止し、発見し及びこれに対応するため、学校区において、学校のいじめ対策専門家、教育委員会及び教育長と協力すること。
- (3) 教育長と協力して、生徒のいやがらせ、脅迫又はいじめに関するデータを教育省に提出すること。
- (4) 教育長からの要求に基づいて、学校におけるいやがらせ、脅迫又はいじめに関するその他の職務を遂行すること。

c 学校区のいじめ対策調整官は、学校区におけるいやがらせ、脅迫又はいじめを防止し、発見し及びこれに取り組むための手続及び方針について協議してこれを強化するために、学校区における学校のいじめ対策専門家と1学年度に少なくとも2回以上、会合を開かななければならない。

(いび みえこ)